

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこと。い。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001 令和7年04月01日	市会受付業務委託	11,295,900		11,295,900	市会事務局総務課	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002 令和7年05月13日	令和7年5月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託	5,376,905		5,376,905	市会事務局調査課	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003 令和7年09月18日	令和7年9月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託	10,335,560		10,335,560	市会事務局調査課	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

1 件名

市会受付業務委託

2 担当所属名

市会事務局総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル
株式会社ワン・ワールド

6 契約金額（税込み）

11,295,900円

7 契約内容

京都市会における受付業務

- ・来庁者の案内及び接遇に関すること。
- ・議場及び議会棟内各室の鍵の保管及び貸出等管理に関すること。
- ・議員の登退庁及び市会日程の表示に関すること。など

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、市会議員や京都市会への訪問者に応対するため、相応の接遇能力、身だしなみ等を備えた質の高い受付対応が求められる。受付対応能力の習得は、事業者のノウハウ、人材育成方針等に大きく左右され、必ずしも見積価格に比例するものではなく、仮に価格競争だけで事業者を選定した場合、本市会が求めるレベルを満たさない者が落札する可能性がある。したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行っている。

契約の相手方の選定に当たっては、業務執行体制、スタッフの能力水準・研修体制、他の自治体の実績等、価格以外の要素を含めた総合評価により事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式によることとし、京都市会事務局内に設置する受託候補者選定委員会が、業務提案書の書類審査及び面接による評価を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第　　号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　　号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年5月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託

2 担当所属名

市会事務局調査課

3 契約締結日

令和7年5月13日

4 履行期間

令和7年5月28日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社京都放送

6 契約金額（税込み）

5,376,905円

7 契約内容

- (1) 令和7年5月市会における各会派代表質問のテレビ中継放送番組を制作すること。
- (2) 上記のテレビ中継放送番組を、株式会社京都放送のテレビジョン電波により放送すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

今回委託する業務については、中継に加えて市民に分かりやすく伝えるため、市政ニュース映像や京都に関するあらゆる映像を使用して解説等を付すものであり、これらの映像を豊富に所有していることが求められる。また、かつ市民が広く視聴できるよう、視聴枠を確保でき、地域に根差した情報提供を行うことができる地元に密着した放送局で放映することが適している。よって、価格のみで契約の相手方を選定することは適当でなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2 (1) ウ」に該当するため、随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年 9 月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託

2 担当所属名

市会事務局調査課

3 契約締結日

令和 7 年 9 月 18 日

4 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 2 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区烏丸通一条下る龍前町 600 番地の 1
株式会社京都放送

6 契約金額（税込み）

10,335,560 円

7 契約内容

- (1) 令和 7 年 9 月市会における各会派代表質問のテレビ中継放送番組を制作すること。
- (2) 上記のテレビ中継放送番組を、株式会社京都放送のテレビジョン電波により放送すること

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

今回委託する業務については、中継に加えて市民に分かりやすく伝えるため、市政ニュース映像や京都に関するあらゆる映像を使用して解説等を付すものであり、これらの映像を豊富に所有していることが求められる。また、かつ市民が広く視聴できるよう、視聴枠を確保でき、地域に根差した情報提供を行うことができる地元に密着した放送局で放映することが適している。よって、価格のみで契約の相手方を選定することは適当でなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2 (1) ウ」に該当するため、随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり